

平成30年 第2回定例会（第3日 6月 11日）

〔質問〕 沖本

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回の一般質問は、女性消防職員の活躍推進に向けた取り組みについてと、大規模災害時に限定した機能別消防団員の導入について、それぞれ総務省消防庁から発出されている通知に関して、私の意見を述べながら、本市の政策的な考えを伺ってまいります。

それでは、まず、女性消防職員の活躍推進に向けた取り組みについて進めてまいります。

総務省消防庁は、平成27年7月29日に消防本部における女性職員のさらなる活躍に向けた検討会報告書を公表しています。さらに、この報告書の内容をもとにした消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取り組みの推進についての通知を都道府県知事宛てに発出し、各都道府県知事に、都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む）へ報告書にある各事項について積極的に取り組むよう周知徹底を促し、あわせて、消防本部のみならず、消防本部が属する市町村等の人事担当部局及び財政担当部局の協力を得ながら進めるべき事項もあることから、市町村等の関係部局等に対しても周知がなされるよう配慮を申し添えています。

通知には、女性消防吏員の計画的な増員の確保などが上げられ、消防吏員に占める女性消防吏員の全国比率を消防全体として、平成38年度、平成の年号は来年4月までとなっていますけれども、原文どおり読ませていただきます。平成38年度当初までに5%に引き上げることを共通目標とすること、そして、この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、本部ごとの実情に応じながら、次に掲げる項目を目安として数値目標を設定した上で計画的な増員に取り組むことを示しております。目標設定の目安、1、毎年の女性採用者数をこれまでの2倍から2.5倍程度以上に引き上げることにより、女性消防吏員比率を10年間で倍増させること、ただし、地域の中核的な消防本部など、一定規模以上の消防本部において、女性消防吏員比率を倍増しても、平成38年度の時点でなお5%水準に満たないと予測される本部にあっては、少なくとも10年間で5%水準まで増加させること。2、平成27年4月1日現在、女性消防吏員がゼロの消防本部については、これを早期に解消するとともに、可能な限り速やかに複数人を確保すること、なお消防庁において、毎年度、各消防本部の女性消防吏員の採用状況及び女性消防吏員の比率について把握、公表するとともに、各消防本部の取り組み進捗についてフォローアップを行うこととする。

消防吏員とは、階級を有し、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者をいいます。平成29年4月1日現在、その数は全国で16万2,375人、そのうち女性は4,240人で、女性消防吏員比率は2.6%になっています。全国における共通目標値を5%に設定した背景には、検討会報告書の前文や直近の総務省消防庁のホームページで公表している資料から読み取ることができます。検討会報告書の全文には、女性消防吏員の職域の拡大や吏員数の増加が図られてきたところであるが、消防本部においては、全吏員に占める女性消防吏員の割合はいまだに非常に少ない状況である。これは、我が国の警察、自衛隊、海上保安庁といった消防と同様に24時間365日現場活動を行う部隊を持つ組織と比べても最も低い状況となっており、総務省消防庁のホームページで公表している資料、おこなっている採用、警察、自衛隊、海上保安庁との比較の中では、消防吏員全体に占める女性の割合は2.6%で、警察官8.5%、自衛官5.9%、海上保安官6.2%と比較しても最も低水準と示されています。

私の意見としては、女性がこうした分野、職種で活躍することに異論はありませんし、多くの女性に活躍していただきたいと思っています。ただ、女性消防吏員の割合を警察官や自衛官、海上保安官と比較して考えることには違和感を唱えます。警察官とは公安職の公務員で、都道府県警察官は地方

公務員、警察庁の警察官は国家公務員です。自衛官は防衛省の特別機関である自衛隊の任務を行う特別職国家公務員です。海上保安官は、海上保安庁職員であり、全て国家公務員です。市町村が設置する消防機関の職員は、警察官や自衛官、海上保安官とはその母体の大きさも職種の裾野も異なるものであり、単純に比較することは少々乱暴ではないかと考えるものです。しかしながら、こうした私の意見は傍らに置き、通知は通知としてしっかりと本市も受けとめなければなりません。

さて、前日の女性消防吏員、女性消防職員という言い方を、これ以降、女性職員として言い改めてまいります。本市では、平成24年に消防始まって以来、初めて1名の女性消防職員が採用になりました。平成25年にはさらに2名の女性職員が採用され、3名になりました。その後、平成29年に1名減、2名になりましたが、ことし平成30年現在では1名増、3名となっており、女性職員の比率は、消防全体で条例定数175名のところ、実員数154名、うち女性職員が3名で1.9%となっています。本市がさきに述べた共通目標である5%を達成するためには、現状から単純に計算すると、175名掛ける5%、8.75名、つまり女性職員数を9名以上にしなければなりません。女性職員を採用するためのハード面の環境整備については、平成25年第3回定例会の前任者の一般質問の答弁で、当時の消防長からは、「消防本部には、女性用更衣室と女性用トイレは完備しており、日勤対応は問題ない。しかし、当直勤務では、分署も含め勤務できる施設がないことから、平成23年度から北分署の改修を実施した。女性職員採用については、平成24年度に当市で初めて1名採用し、現在、北分署で勤務している。今年度はさらに2名を採用し、合計3名となっている。今後の採用については、施設環境の整備などを進める中で考えていく」と述べられています。ご承知のとおり本市では、ことし2月に新消防庁舎が完成し、運用を開始されています。現在、本市として女性職員を9名以上採用できるハード面の環境整備は整っているのか、新消防庁舎、東・北分署それぞれにおける女性職員を採用するための環境、女性専用の更衣室、トイレ、シャワールーム、当直室等について、その現状を消防長に伺います。

また、女性職員を採用するためには、ハード面での環境整備はもちろんですが、今後、女性職員を募集するPRなど、知恵を絞ったさらなる積極的な取り組みが必要だと考えます。女性職員比率の目標5%に向けたハード面以外の今後の取り組みについての所見を消防長に伺います。

次に、大規模災害時に限定した機能別消防団員の導入について伺います。

総務省消防庁は、ことし平成30年1月19日に、各都道府県知事並びに各指定都市市長に消防団員の確保等に向けた重点取り組み事項について通知を発出しています。通知の前文には次のように示されています。「今後、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧される中、多様化、増加する消防団の役割に対応するためには消防団員の確保等が必要となることから、消防庁では、平成29年10月から消防団員の確保方策等に関する検討会を開催し、消防団員の確保方策等について検討を行ってきたところです。今般、同検討会における報告書が取りまとめられました。この報告書を踏まえて、今後、重点的に取り組んでいただきたい事項についてまとめましたので、積極的な取り組みを行っていただくようお願いします。都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村に対して、下記事項に留意の上、地域の実情に応じた消防団員の確保について積極的な取り組みを行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。また、例年3月末から4月にかけて、消防団員の定年等による異動や入退団が多い状況を踏まえ、都道府県知事や市町村長の強いリーダーシップのもと、地域を挙げて消防団員の確保等に取り組んでいただくようお願いします。」

この前文に記されている下記事項の中には、今回の質問にかかわるところである大規模災害時のマンパワー確保に係る課題への対応について、大規模災害団員の導入が上げられ、そこには次のように示されています。消防団員の確保には、あらゆる災害に対応できる基本団員の確保が重要となるが、

基本団員の確保は容易ではなく、さらに大規模災害時には、基本団員だけでは十分に対応できない場面も想定される。このため、別紙1、恐縮に存じますが、ここでは別紙1の説明は割愛させていただきます、このため、別紙1に示す具体例を参考に、基本団員の確保とあわせて、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない活動や事業所等で所有する資機材を用いた活動を行う大規模災害団員を積極的に導入すること。出動を限定した消防団員としては、平成17年に機能別団員制度が設けられており、大規模災害団員も、機能別団員の一つとして考えられます。

総務省消防庁がこうしたことを示した背景には、前文にもあったように、消防団員の確保方策等に関する検討会が取りまとめた報告書にあります。検討会では、多様化する役割に応じた消防団員確保や地域防災体制のあり方、多様な人材の活用に向けた工夫、消防団員の活動環境の整備等について、平成29年10月から4回にわたり幅広く議論を行い、アンケート調査の結果も含め、検討結果を整理し、報告を取りまとめています。アンケート調査は、消防団員数や消防団活動、組織運営等、さまざまな点から実態を把握するために、消防団の実態に関するアンケート調査として平成29年9月29日から10月12日の間に各都道府県全ての市町村で実施されています。本市においても、10月2日に神奈川県安全防災局、安全防災部、消防部からアンケート調査の照会があり、回答されていることは確認させていただいています。

報告書では、アンケート調査の結果、消防団員数の実態と消防団活動の実態について、次のようにまとめられています。(1)消防団員数の実態。現在の消防団員数は、消防団活動を行うに当たって十分か尋ねたところ、約44%が、消防団員数が不足していると回答し、特に人口規模の小さい団体を中心に、約17%が消防団員数不足等により活動に支障が生じていると回答している。特に大規模災害を想定した場合の消防団員数について聞いたところ、大規模災害に対応するには消防団員数が不足しているとの回答が全体で約70%に上った。また、その中でも人口規模の大きい団体においては、通常の消防団活動には不足を感じないが、大規模災害に対応するには不足しているとの回答割合が高かった。(2)消防団活動の実態。今後、重要性が増すと考えられる主な活動としては、大規模災害活動が約83%、風水害等に係る活動が約73%、大規模災害を想定した防災訓練が約60%となり、全体的に大規模災害に対する懸念が高いことが明らかになった。また、大規模災害時の活動として重要性が増すと考えられる活動は何か尋ねたところ、団体規模にかかわらず、避難誘導を上げた団体が多かった。ほかにも、火災発生時の消火、情報収集及び伝達、発災直後の救助、応急救護活動、住民の安否確認等、人手が必要となる業務が多く、大規模災害時消防団には、多様かつマンパワーが必要な役割が求められることが予想される。以上のようなことから、大規模災害団員を積極的に導入するよう求めていると考えられます。

ただ、一方では、機能別団員制度の組織、運営についてのアンケート結果として次のようにまとめられています。(3)組織、運営(機能別団員制度)、③機能別団員制度の課題、機能別団員制度については、大規模団体では既に導入済み、または検討中の場合が多く、小規模団体では導入しておらず、検討もしていない場合が多い。機能別団員制度を導入していない団体からは、その理由として、基本団員の士気の低下等に懸念、機能別団員制度の制度設計(役割、報酬、整備等)が課題。指揮命令系統の整理が課題、機能別団員が災害時に役に立つか不明等の意見があった。以上のように、大規模災害団員を含めた機能別団員制度の導入にかかわる課題を明らかにしています。

機能別団員制度については、これまでも本市議会の一般質問で取り上げられ、その導入について、私を含め、前任者から質問が行われています。平成28年第1回定例会では、私の機能別団員制度についての質問に対して、当時の消防長からは、「大規模災害時には、地域防災計画の中でさまざまな企

業や業界など、相互応援等の協定を締結しています。郵便局や重機等を扱う業者とは既に協定が結ばれており、大規模災害時にはそちらの対応になると考えています。消防団は災害時の即戦力と考えており、基本消防団員の確保が重要だと考えています」との答弁をいただいています。

ここで、私の考えを述べさせていただきますと、当時の消防長の答弁を十分理解し、現在においても賛意をあらわすものであります。本市における消防団員数充足率は、ことし5月1日現在、条例定数223名のところ、実数203名、充足率91.0%と伺っております。全国では、平成29年4月1日時点の消防団員数は85万418人、前年度比マイナス5,860人、マイナス0.7%となっています。基本団員の確保は、本市に限らず、全国的な問題であることは従前より認識しています。今回の通知、検討会の報告は、全体像としては理解しますし、大規模災害団員の導入に関していえば、大規模災害時には多様かつマンパワーが求められることも理解をします。ただ、機能別団員制度の課題で述べた基本団員の士気の低下や制度設計、指揮命令系統の整理といった懸念材料が存在するにもかかわらず、大規模災害時という大義で懸念材料を置き去りにし、積極的な大規模災害団員の導入を求めていることには、私は、先ほど述べた女性消防職員の関係と同様、違和感を唱えます。

本市としては、この大規模災害団員を含む機能別団員にかなうものとして、災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、本市と協定を締結している各種団体があります。大規模災害を見据え、こうした団体との平時の連携を強化することにより、有事の機能性を高めることが、本市としてのマンパワーを得るべき姿だと私は考えています。

今回の通知を受け、大規模災害団員を含む機能別団員制度についての見解を、改めて現消防長に伺います。

次に、本市では、先ほど述べたように大規模災害団員を含む機能別団員にかなうものとして、災害時に応急対策等に関する協定を締結し、災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるようにしている団体があります。この団体に関して伺います。

座間市地域防災計画資料編の1、防災活動体制に関する資料、10、協定締結団体等、(3) 応急対策等に関する協定の一覧、協定等の名称、協定先、協定等の内容から抜粋して三つの協定を申し添えます。1、「災害時応急措置の協力に関する協定座間市建設業協会地震、その他の災害時において応急対策を実施するための応援協力」、2、「災害時における資材の供給に関する協定座間市管工事業協同組合地震その他災害により市水道施設が被災した場合の復旧に必要な資材の供給又はあっせんに関すること。」、3、「災害時における座間市と座間市内郵便局間の相互応援に関する覚書座間市内郵便局災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱座間市又は郵便局が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の提供」、こうした応急対策等に関する協定を締結されている団体を含め、本市では、災害時に協力する74団体、物資供給を行う事業所、座間災害サポーター店、19店と災害時協定を結んでいます。

昨年7月5日には、災害時の円滑な協力体制構築を目的とした災害時協定締結者意見交換会を開催、締結団体のうち、約30団体が参加し、防災事業報告や意見交換が行われています。この意見交換会のことは、タウンニュース座間版、7月14日号で報じられており、参加者からは、またこのような機会を設けてほしい、もっと意見を言う場が欲しかったといった積極的な声が上がリ、市担当は、どのような団体が締結しているか、顔を合わせる事が大事、定期的を開催することで新しい支援方法が生まれればと期待を寄せているという記事が掲載されています。

災害時の協定団体に関しては、昨年の第2回定例会の一般質問で、前任者が今後の取り組みについて問われ、市長室長からは、「本市とのかかわりはもちろん、協定を結ぶ団体、企業の方々同士の結

びつき、地域との結びつきなど、有機的なつながりになるよう、今後進めていきたい」と答弁されています。

以上のことを踏まえ、次の5点について、市長室長に伺います。

さきに述べた応急対策等に関する協定を締結されている団体との平時の連携、例えば定期、不定期的な情報交換などあるのか、どのようにされているのか、同じくその団体が災害時に活動する場合の指揮命令、あるいは協力依頼はどのように発令、あるいは依頼されているのか、その手順は決まっているのか、また、その団体は個々に毎年防災訓練などを実施されているのか、さらには、その団体は、本市の総合防災訓練などに参加されているのか。これまで総合防災訓練では、日本郵便、トラック協会や東電、東ガスなどの民間企業が参加されていることは存じ上げていますが、改めて伺います。

そして、昨年的一般質問の市長室長の答弁では、「協定を結ぶ団体、企業の方々同士の結びつき、地域との結びつきなど有機的なつながりになるよう、今後進めていきたい」という考えを述べられています。昨年実施された災害時協定締結者意見交換会の反響などを踏まえ、今年度、さらには今後、どのような取り組み、計画を予定されているのかお伺いし、降壇させていただきます。（拍手）

〔答弁〕 市長室長

市長室所管の災害時の協定を締結している団体についてお答えをいたします。

まず、災害時の協定を締結している団体との平時の連携ですが、市総合防災訓練への参加、防災会議へ出席していただくなど、連携を図り、情報交換を実施させていただいております。

次に、団体が災害時に活動する場合の指揮命令はどのように発令されるのかについてですが、災害対策本部会議が災害状況に応じて、協力要請について協議をし、連絡窓口を通じて協力要請する。また、本部員が必要と認めたとき、直接、民間団体の責任者に対して行う。その場合、直ちに本部長へその要旨を報告しなければならないと座間市防災計画で定めております。

次に、団体は、個々に毎年、防災訓練などの実施についてはとの質問ですが、団体それぞれの防災訓練については、把握はしておりません。団体の本市の総合防災訓練などの参加状況についてですが、先ほども申し上げたとおり、参加をさせていただいております。

最後に、昨年実施された災害時協定締結者意見交換会の反響などを踏まえ、今年度、さらに今後どのような取り組みを計画、予定しているのかについてですが、古い協定書の見直しや再締結を考えております。

また、災害時協定締結者意見交換会は、隔年ごとに計画を予定しております。

〔答弁〕 消防長

女性職員を9名以上採用できるハード面での環境は整っているかについて質問をいただきました。

まず、新消防庁舎には、隔日勤務者の女性専用仮眠室兼更衣室として、仮眠用ベッドと更衣ロッカーを備えた部屋を2個室指定しており、2交代で4名が当直可能となっております。また、女性専用控室として、洗面所、トイレ、シャワー室、脱衣所、洗濯乾燥機を備えた部屋が1室あります。女性用トイレとしては、庁舎1階に1カ所、3階に2カ所、4階に1カ所あります。さらに、日勤者用の女性更衣室には更衣ロッカーを4名分確保しております。

北分署には、女性専用施設として、仮眠用ベッド、更衣ロッカー、ユニットバス、洗濯乾燥機があり、2交代で2名が使用できるようになっております。また、1階には女性用トイレが1カ所設けてあります。

東分署は、建物床面積が狭いため、改築ができず、女性職員の環境は整っておりません。

海老名市座間市綾瀬市消防指令センターには、女性専用施設として、3階に女性専用仮眠室が2個室、更衣ロッカー、シャワー室、トイレ、洗面所、洗濯乾燥機があり、3交代で6名の使用が可能となっております。また、1階には女性用トイレ、1カ所を設けてあります。

以上のことから、現状、9名以上の女性職員の採用は可能であり、ハード面の環境は整っております。

次に、女性職員比率の目標5%に向けたハード面以外の今後の取り組みについて所見をとの質問をいただきました。消防本部としては、国の目標である5%を目指していくこととなりますが、議員がおっしゃるとおり、条例定数175名を考察すると、女性職員は9名が最低数値となります。

現在、平成30年度で3名となっていることから、今後も、能力や体力の一定基準を満たした方を確保したいところです。消防職員の採用については、総務部職員課が一括で男女を問わず募集をしていますが、ここ数年、消防職の応募状況を見ると、女性受験者が少ないのが現状です。

女性職員の比率を上げるには、職員採用試験の受験者数の確保は最大の課題であることから、消防本部としては、新消防庁舎や北分署、さらには消防指令センターに女性専用施設が設けられていること、勤務に特殊性はありますが、消防の全ての職種につけること、一般行政職と同様の育児等の支援制度があることなどをPRしていき、特に将来を担う中高生に対しては、さまざまな機会を捉えていこうと考えております。

最後に、本市における大規模災害団員を含む機能別消防団員制度の見解についてですが、基本的には、平成28年第1回定例会で、沖本議員の一般質問で前消防長が答弁した考えと変わらず、機能別消防団については、座間市地域防災計画で、災害時における協力に関する協定、覚書を企業や各協会と締結しており、それぞれの協定に期待されますことを実施することにより、機能別の活動が図られるものと考えております。

〔質問〕 沖本

それでは、いただいた答弁に対して再質問をさせていただきます。

まず、順番としては、女性消防職員の比率の目標5%に向けた取り組みについてからお聞きしてまいりたいと思います。

今、消防長から、女性職員の比率を上げるには、職員採用試験の受験者数の確保が最大の課題ということ、そして、一般職と同様の育児等の支援制度、そういったものがあることをPRしていくといった答弁をいただきました。このPRについてですが、具体的にどういった手法でPRしようと考えておられるのか伺っておきたいと思います。例えばPRの媒体、ツールとしては、パンフレットをつくるとか、あるいは市のホームページに掲載するとか、具体的な考えがあればお示しいたきたいと思います。

自衛隊については、防衛省が、自衛官募集に特化したホームページを開設しています。また、各都道府県にある自衛隊の総合窓口となっている地方協力本部のホームページでも募集案内をしたり、それぞれ特色のある自衛官募集のポスター等を作成してPRしたりしています。

また、警察官は、全ての都道府県警察のホームページを確認できていませんけれども、例えば東京都では、輝く女性職員、平成30年度警視庁採用サイトというホームページを開設したり、あるいは、埼玉県の警察のホームページでは、女性警察官登用採用拡大というページをつくっております。

さまざまPRを駆使しているようなのですけれども、一方、消防ってどうなっているのかなと調べ

ました。総務省の消防庁としても、女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイトというホームページを開設しています。このポータルサイトを、例えば本市のホームページの消防本部のページにリンクを張りつけたりとか、もちろん独自で女性消防職員のページをつくったりするのもよいかもしれません。また、独自のパンフレットをつくるのもよいかもしれません。

こうした一例に限らず、何か具体的なお考えをお持ちであれば、お示しいただきたいと思います。また、PRに関してですけれども、特に中高生に対してさまざまな機会を捉えて考えるということでしたけれども、そのさまざまな機会というのはどういった場面を想定されておられるのか、現在、具体的な考えがあればお示ししていただきたいと思います。例えば、中学生であれば、職業体験とかあります。高校生であれば、出前講座的なものなのか、いずれにいたしましても、先ほど述べたようなホームページ、あるいはパンフレット、機会を得て直接PRをすることはよいことだと思いますし、私から、PRにおける一つの提案になりますけれども、先ほど紹介した自衛隊や警察官、総務省消防庁のホームページ、これしかりですけれども、必ず登場するのが現役の女性職員、先輩女性職員で、それぞれの方がそれぞれの職域のやりがい、あるいは魅力というのをメッセージとして発信しておられます。機会を得て、直接PRできるならば、ぜひ現役の女性職員から中高生に向けて、消防という仕事の魅力、あるいはやりがいというものをPRしていただければいいのかなと提案をさせていただきますので、この件について消防長のご所見を伺っておきたいと思います。

それから、市長室長からも答弁をいただきまして、今後の取り組みということでは、古い協定書の見直し、そして、再締結を考えておられるということでした。確かに事前に聞き取り調査をさせていただいた団体の中には、制定が昭和51年とか、そういった古い団体もありますし、それでも、改正も何度か実施されていることも承知をしているわけですが、こうした見直し、そして、再締結とはどのようなタイミングで、どのような着眼点で内容を見直されているのか、これまでの事例をお示しいただきながら、今後の見直しについても、同じくどのような着眼点で内容を見直されるのか、現時点での考えをお示しいただきたいと思います。

そして、今後の意見交換会としては、隔年ごとということでは、答弁をいただきましたけれども、顔の見えるこの関係を引き続き築いていただくということは重要として、その都度、ある事案を例えば想定したような机上訓練さながらの意見交換を行うとか、どのような意見交換会を実施されようとお考えなのか伺って再質問としたいと思います。

〔答弁〕 市長室長

再質問についてお答えをいたします。

災害時協定の見直し、再締結の事例について、2点ほど事例をご説明したいと思います。

まず、一般社団法人神奈川県トラック協会との再締結ですが、平成25年4月1日から、従来の支部体制から5ブロック体制に組織改正したことによる締結者等の変更、あわせて協定内容の見直しを行いたい旨の協議の申し出があり、双方で内容の検討を行い、平成26年5月に災害時協定の再締結を行っております。また、もう一例として、有限会社座間交通との再締結ですが、昭和59年5月に締結していた協定を、市の情報収集体制を支援するため、無線通信体系（タクシー無線）による非常通信等を行うことの内容に見直しをすることを双方が同意し、協議、検討を行い、平成28年1月に再締結を実施いたしました。

次に、今後の見直しについてですが、着眼点等についてですけれども、協定内容が現状とのその程度の大きく、見直しの必要性がある場合、協定内容を進化、拡張することに双方が合意した場合な

どで、緊急性のある場合などを考慮して見直しを検討していきたいと考えております。

災害時協定締結者意見交換会を今後どのように実施するのかということについては、災害時の円滑な協力体制を構築するために、協定締結先とは、代表者や担当者の変更確認、また、発災時に協定が有効に生きたものとするために、ふだんから双方での連携や意識づけが欠かせないと考えております。市と災害時協定締結者同士が広く意見交換を行い、交流を深める顔の見える関係づくりの場として、また、各団体の防災に関する活動事例の紹介や災害発生時の協力対応の確認の場として、災害時協定締結者意見交換会を2年に1回程度実施することを基本に考えてはおりますが、実践的なものとなるよう具体的な方法については、今後検討をしてみたいと思います。

〔答弁〕 市長室長

女性職員比率5%に向けたハード面以外の取り組みについて再質問をいただきました。

議員がおっしゃられた提案を参考に、市のホームページに消防の業務や女性職員の活躍情報などを掲載してまいります。また、中高生を対象とした少年少女消防教育講座、職場体験及び救急車同乗者研修を受講する大学生、専門学生には、消防の仕事、魅力をPRしてまいります。さらに、総務省消防庁から送付された女性消防士のガイドブックを中学校、高等学校及び公共施設に配布し、多くの方々に興味を持っていただけるよう努めてまいります。